

玉東町防災情報伝達システム等整備事業

要求水準書

令和2年8月

熊本県玉東町

1 基本事項

(1) 要求水準書の位置づけ

本要求水準書(以下「本書」という。)は、玉東町(以下「甲」という。)がデジタル化等を行う防災情報伝達システム等整備事業に関して、工事及び保守(事業者提案による設計を含む。)をプロポーザル方式で事業者から提案を求めるに当たり、甲が要求する水準を示し、技術提案における具体的な指針を与えるものである。

(2) 工事等

本書は、甲が要求する機能及び性能を原則として規定するものであり、具体的仕様及びそれらを構成する個々の部品、機器等の性能については、本書が示す性能規定以上の提案を行うこと。

なお、提案された内容及び性能が要求水準を上回り、甲にとって有益と判断される内容は、その技術提案を高く評価することとする。

(3) 創意工夫

技術提案においては、本書に示す水準を効率的かつ合理的に満足するよう、先進的な技術を用いた提案や長期安定稼働に寄与する提案を期待する。

また、将来的な拡張、移設や改造等が平易に行える構造とすること。

本プロポーザルの目的を矛盾しない限りにおいて、本書に示されていない部分についても、住民へのサービス向上やコストメリットが期待できる内容などの提案があれば、その効果の妥当性について適切に評価する。また、本書において甲が具体的仕様等を定めている部分についても、その仕様と同等以上の性能を満たし、本プロポーザルの目的を矛盾しないことが明確に示すことができる場合は、代替的な仕様の提案も可とする。

(4) 地域貢献

工事の施工にあたっては、町内業者の活用について考慮すること。

(5) 本業務における規格及び法令

ア 電波法及び関係施行令・規則、告示

イ 有線電気通信法及び関係施行令・規則、告示

ウ 電気設備に関する技術基準を定める省令

エ 公共建築工事標準仕様書(電気工事編)

オ 電気通信設備工事共通仕様書

カ 一般社団法人電波産業会市町村同報通信システム標準規格

(ARIB-STD-T115最新版)

キ 建築基準法

ク 道路法、道路交通法

ケ 日本工業規格(JIS)、日本電気工業会標準規格(JEM)、

日本技術標準規格(JES)、電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)

日本電子機械工業会規格 (EIAJ)

コ 総務省総合通信局の防災行政無線局免許方針

サ 電気通信施設設計要領(案)・同解説(通信編)

シ 玉東町の定める条例・規則

ス その他関係法令、条例、規則等

(6) 本工事による整備計画

①親局設備及び放送室整備 (耐震化等)	1 式
②遠隔制御装置	2 式
③中継局設備	1 局(注)
④再送信子局	必要数(注)
⑤屋外拡声子局	1 5 局(注)
⑥屋内受信端末	5 0 0 台(注)
⑦その他設備機器	1 式(注)

(注) 数量が現在運用中のシステムを基にした目安であり、プロポーザルの提案内容等により決定する。

2 要求水準

(1) 全般

設計に当たっては、装置が最適な構造及び性能を有するとともに、次に掲げる事項を十分満足するものとなるよう配慮して行うこと。

ア 設計の原則

- ①運用に際して甲において最適な機能を有するものであること。
- ②操作性・視認性が良いこと。
- ③堅牢にして長時間の使用に十分耐え得るもの。
- ④維持管理が経済的に行えるもの。
- ⑤保守及び点検が容易に行える構造であり、これらに際して危険のない構造であること。
- ⑥システムを整備する庁舎について倒壊等不測の事態に対応するため、耐震補強等の必要な措置を講じること。
- ⑦システムを整備する庁舎について建て替えの計画があるため、将来的に移設及び拡張が容易に行えること。

イ 環境条件

- ① 屋外に設置する設備は、周囲温度 $-5^{\circ}\text{C}\sim 40^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度は $45\%\sim 85\%$ において支障なく動作すること。但し、再送信子局装置、拡声子局装置については、装置の重要性を考慮し、 $-10^{\circ}\text{C}\sim 50^{\circ}\text{C}$ において支障なく動作すること。また最大瞬間風速 60m/s に耐えるものであること。
- ② 屋内に設置する設備は、周囲温度 $5^{\circ}\text{C}\sim 35^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 $45\%\sim 85\%$

において支障なく動作すること。ただし、固定系親局設備の送受信装置については、装置の重要性を考慮し、 $-10^{\circ}\text{C}\sim 50^{\circ}\text{C}$ において支障なく動作すること。

③それぞれの設置場所にあった特質性のもとに支障なく動作すること。

④さび等には十分に配慮した機器等を納入するとともにその対策を行うこととし、特に屋外で使用される機器・材料については十分なメッキ・塗装等の対策を行うこと。なお、屋外拡声子局において既存の支柱を使用する場合は基礎の補強及び支柱のメッキ・塗装を行うこと。

ウ 電氣的必要条件

①電気回路には、過電圧に対する保護装置または、保護回路を設けること。

②電源電圧は、機器定格電圧の 10% 変動範囲内で正常に動作すること。

③可能な限りプリント配線とし、盤間配線は原則として束線とする。更に図面と対照として配線の識別が簡単で保守点検が容易にできること。

④プリント基板、コネクタ等の接触部は接触不良による障害が生じないように堅牢なメッキ等を施すこと。

エ 銘板表示

①各装置には、品名、型式、製造番号、製造社名、製造年月を銘板にて表示すること。

②特に取扱上注意を要する箇所についてはその旨特記すること。

オ 電波伝搬の確認

本整備に関し十分に調査検討を行うと共に、必要に応じ電波伝搬の確認を行い、使用機器において自社基準及び電波法関係審査基準に掲げる基準と比較検討し、基準を満たすことを確認したうえで必要に応じて、九州総合通信局、その他関係機関と協議を行い、システム運用に支障がないようにするものとする。

カ 全体システムの機器調整及び動作確認

本整備に伴い、既設システム切替時及び機器調整時には、作業開始の2週間前までに作業手順書及び試験方案書を甲に提出し、承認を得なければならない。また、本システムは非常災害時における住民の安全を確保するための重要な社会インフラである点から、システム切替に際しては、極力短期間での実施を前提とすること。

キ その他

甲の現状を踏まえて、必要な機能について提案すること。その際、将来的な移設及び拡張性についても検討すること。

(2) 親局設備

ア 情報配信機能

J-ALERT自動起動装置及び親局設備、防災情報システム等がワンオペレーシ

ョンで屋外拡声子局、屋内受信端末、情報連携装置、既存ホームページ、登録制メール、エリアメール等へ一斉情報伝達を行う機能を有すること。

また、本装置は、電波法の定める技術基準に適合する性能を持つものとする。

①J-ALERT受信機との連動

- ・J-ALERT送信種別を任意に変更できること。

②屋外拡声子局との連携

- ・屋外拡声子局へ避難行動等に必要な情報等を伝達することが可能であること。

③屋内受信端末

- ・屋内受信端末へ避難行動等に必要な情報等を伝達することが可能であること。

④情報連携装置

- ・情報連携装置へ避難行動等に必要な情報等を伝達することが可能であること。

⑤既存ホームページ

- ・既存の町ホームページへ避難行動等に必要な情報等を伝達し、自動的に町ホームページへ掲載することが可能であること。

⑥登録制メール

- ・登録制メールへ登録されたメールアドレスに対し、避難行動等に必要な情報等を伝達することが可能であること。伝達内容については、グループを設定できること。

⑦エリアメールとの連携

- ・既存のJ-ALERT受信機及び自動起動装置からの情報をNTTドコモ、au及びソフトバンクの緊急速報メール配信サービス等のサーバーに対し、自動連係にてメッセージを送信できること。

⑧情報連携先の選択

- ・避難行動などに必要な情報等の伝達の際においては、屋外拡声子局、屋内受信端末、情報連携装置、既存ホームページ、登録制メール、エリアメール等の情報連携先を選択することができ、選択した情報連携先へ同時配信することが可能であること。

イ 放送機能

①J-ALERT自動起動放送及び警報等放送機能

- ・テキスト入力操作による音声合成手動放送、自動放送及びJ-ALERT受信機が受信した国民保護情報及び気象庁からの警報などを、屋外拡声子局、屋内受信端末、情報連携装置、緊急速報メールに対応した携帯電話、スマートフォン等に自動的に配信することが可能であること。

- ・受信する情報により、自動配信の有無を設定することが可能であること。
- ・受信した情報毎に配信するタイトルと本文を設定することが可能であること。
- ・受信した情報を通常放送と緊急速報メールのどちらで配信するか選択することができること。

②放送設定

- ・手動放送、自動放送、電子サイレン吹鳴等を行うことができること。
- ・緊急時の情報配信操作を迅速化するため、あらかじめ作成された音声情報及び文字情報を利用し、簡易な選択操作による配信が可能であること。また、肉声による放送も行えること。
- ・予めプログラムした通報内容を自動的に送信するもので、音量、再生回数等を設定することが可能であること。また、ミュージックチャイム等による時報を自動的に送出できること。

ウ 操作卓

表示部、操作部(音声調整部等)、制御部(選択呼出部、電子サイレン送出部等)等で構成され、屋外拡声子局、屋内受信端末の監視・制御もできること。

音声合成部を内蔵し、テキスト入力した文字を音声に変換することにより、明瞭な音声にて放送が行えること。

エ 遠方監視制御装置 (注)

無線装置、電源装置等の各機器、局舎等の状態を監視制御できること。また、肉声による放送も行えること。

(注)必要な場合に限る。

オ ミュージックチャイム

電子式のチャイムであり、曲目は甲が指定するものとする。

カ 被遠隔制御装置 (注)

親局以外の場所に設置する遠隔制御装置の各種制御を中継するものとする。また、遠隔制御装置の接続は将来増設可能な構造とする。

(注)必要な場合に限る。

キ 監視制御部

親局から屋外拡声子局の動作状態を監視・制御が可能なものとする。

ク 自動通信記録装置

親局の運用状況を自動記録し、日報・月報処理等を行い、障害発生等の状況を記録し、必要に応じてプリントアウトできること。また、CSVデータを出力できること。

ケ オーディオ卓

放送用音源の録音・編集等が行えるものとする。

コ 職員参集機能

職員に対しアプリやメール等にて情報を発信できること。

サ 電源設備

- ①通常は商用電源で動作し、停電時には内蔵バッテリーにより装置への電源供給を行うものとし、3時間以上の運用を確保すること。
- ②自動起動型発動発電機設備を配備し、停電時には速やかに親局設備一式に電源供給されること。また、復旧した場合は、自動停止し、速やかに商用電源に復旧する機能を有すること。
- ③自動起動型発動発電機設備は、燃料を補充することなく72時間以上運転動作するものとする。

シ 避雷設備

電源系統に挿入し、誘導雷等の侵入を防ぐものであること。

ス 無停電電源装置

セ 親局を設置する放送室の整備

親局を設置する放送室（以下「放送室」という。）は庁舎平面図（参考資料2）に示す位置とし、防音機能を備えるものとする。また、庁舎倒壊等不測の事態に対応するため、耐震補強等の必要な措置を行うこと。

- ①放送室へは庁舎内から往来することができること。
- ②災害等により庁舎が倒壊した場合を想定し、野外側への扉を設置すること。
- ③庁舎が倒壊しても機器を使用できること。

(3) 中継局設備(注)

ア 送受信装置（通信波・中継波）

送信出力は九州総合通信局から指定されるものとし、本装置は電波法の定める技術基準に適合する性能を持つものとする。

中継波及び通信波の装置を、同一筐体に収容するものとする。

イ 被遠方監視制御装置

送受信装置に内蔵し、中継局の機器動作状況及び警報、中継局舎内の状態を親局設備に送出するものである。

ウ 非常用直流電源装置

商用電源が停電した場合に、内蔵バッテリーにより装置への電源供給を行うものとし、発動発電機と併せて3時間以上の運用を確保するものとする。

エ 発動発電機

商用電源が停電した場合に自動的に起動し、速やかに100V を供給、復旧した場合は自動停止、速やかに商用電源に復旧する機能を有するものとする。

内蔵タンクの燃料で、72時間以上運転動作するものとする。

オ 避雷設備

電源系統に挿入し、誘導雷等の進入を防ぐものである。

カ 自動復旧型遮断機

電源系統に挿入し、誘導雷等による異常発生時に一時的に回路を遮断し、一定時間後に自動的に復旧するものである。

(注)中継局設備を設置する場合に限る。

(4)子局設備・屋内受信端末

ア 再送信子局装置 (注)

親局から拡声放送を行うための装置であり、本装置の状態監視を親局に伝送することができると共に、親局設備との通話を可能とすること。

また、親局からの電波が届かない屋外拡声子局並びに屋内受信端末に対して、親局からの放送内容を再送信する機能を有するものである。

拡声放送に対する住民からの苦情に配慮した対応として、本装置本体にてスピーカー個々の音量設定を行うことができるものとする。

72時間以上の停電対策も行うこと。

(注)再送信子局を設置する場合に限る。

イ 屋外拡声式受信装置

町内各所に設置し、親局から拡声放送を行うための装置であり、本装置の状態監視を親局に伝送することができることとし、拡声放送に対する住民からの苦情に配慮した対応として、スピーカー個々の音量設定、または、スピーカーの角度調節等を行うことができるものとする。

また、親局からの緊急一括呼び出しの場合は最大音量で受信聴取できることとし、72時間以上の停電対策も行うこと。

なお、既存の設備を使用することも可能であるが、その場合は基礎部の補強及び支柱のメッキ・再塗装を行うこと。なお、既存の設備については、別紙の屋外拡声子局地図を参考にすること。

ウ 付加増幅装置

屋外拡声式受信装置と接続し、スピーカーへの出力を240W まで増幅するものとする。

エ 外部接続箱(連絡通話機能付)

屋外拡声式受信装置に接続し、自局放送ができること。

オ 屋内受信端末

町の主要施設及び避難所等に屋内受信端末を設置し、親局からの放送を受信するための装置であり、親局からの緊急一括呼出の場合は、音量調整ボリュームの位置に関係なく最大音量で受信聴取できるものとする。また、停電時でも動作するよう電源の確保(乾電池等)を考慮すること。甲が指定する場所へ設置すること。

(5) 遠隔制御設備

町役場以外の場所から、庁舎に設置した親局の無線設備の制御が行え、システムを共有し緊急通報が出来ること。

3 整備に必要な調査・設計

本業務の実施にあたり、以下の設計業務等を実施すること。ただし、システム構成上不要なものは除く。

ア 机上回線設計

イ システム構成の提案

ウ 拡声子局の設置場所の調査

エ 音響エリア図の作成

オ 電波伝搬調査

カ 中継局・再送信子局配置計画

キ 無線局設置計画書（九州総合通信局提出）作成

ク 放送室の配置及び耐震化提案

ケ 工事概算費用の算出

コ システム構成を策定

サ 移行期の併行稼働方法の策定

シ 設置年度及び撤去順序の決定

ス 施工図の作成

セ 年度別設計書、全体設計書の作成

ソ 全体工程表の作成

4 中継局舎(注)

既設中継局舎の建替えを行う場合については以下を基本とし実施すること。

(1) 局舎の周辺はコンクリート舗装とし、フェンスを設置すること。

(2) 導入する機器を収容することに加え、将来的に考えうる追加機器についても収容可能な床面積を確保するとともに、保守スペースも十分に考慮すること。なお、設置するフェンスについては、長期使用を考慮し、耐食性の高い素材を用い、忍び返し等の侵入防止策を講じること。

(3) 局舎建て替えに際し、建築基準法に定められた建築確認申請等の諸手続が発生する場合は、事業受託者にて着実にそれら必要な手続きを遂行すること。

(注) 中継局舎を建て替える場合に限る。

5 既存施設撤去

現在運用しているアナログ防災無線（同報系）の親局及び中継局、屋外拡声子局、屋内受信端末等の撤去、処分（廃棄）を行うこと。

6 運用・保守

以下の内容を基本とし、円滑な運用を支援すること。

(1) 定期点検

ア 対象装置は、親局、中継局、屋外拡声子局等提案事業者が主要と判断される装置とし年2回実施すること（屋外子局の状態点検以外は遠隔による点検も可）。

イ 点検後は報告書により町に報告すること。

(2) 保守体制

ア 24時間365日受付対応が可能であること。

イ 2時間以内の駆けつけ対応が可能な体制であること（リモートによる点検も可）。

ウ 運用開始後10年間、安定して部品を供給できること。

(3) 障害時対応

ア 機器類の障害発生時は速やかに対応すること。

イ 中継局や屋外拡声子局等の主要装置は状態監視が行えること。また、問題発生時は速やかに対応すること。

ウ 町役場からの問い合わせ等には柔軟に対応すること。

7 工事の要求水準

以下の内容に従い、施工すること。

(1) 工事全般

ア 機器及び工事材料等の搬入は、周囲に迷惑・損傷等与えないように十分に留意して速やかに行うこと。

イ 現場及びその周辺における安全衛生等の管理を関係諸法規に基づいて行うこと。

ウ 現場内における電力設備、吊り上げ設備及びその他法令などで取扱者が規定されている設備又は機器類の保守管理は、それぞれの有資格者に行わせること。

エ 工事にあたり工事物、道路、通行人及び近隣住民等に損害の及ぼすことのないよう十分配慮すること。

オ 庁舎や関連施設を工事する際は、業務の妨げにならないよう、日程調整や騒音対策などを十分に協議すること。

カ 工事現場は、必要とする保護設備を施すこと。

キ 必要に応じ、工事概要などを周知させるための看板等を設置すること。

ク 材料は、すべて新品を使用し、品質良好で設計図及び仕様書に示す条件を満たしたものを使用すること。

ケ 屋内に設置する機器については、十分な転倒防止対策を施すこと。

- コ スピーカー及びアンテナ等の取り付けは、風圧荷重、耐震性及び安全性を考慮して、工法及び材料を選定し設置すること。
- サ 空中線柱等の設置に当たっては、基礎及び柱体の強度計算を行い、承認を得ること。
- シ 電力線引及び専用線工事は、電力会社又はNTT との責任分界点以降の配線工事を受注社が施工すること。
- ス 工事に当たっては、作業員名簿を作成すること。
- セ 工事日報を作成すること。
- ソ その他記載されていない事項は、関係法規等を順守すること。

(2)計画

- ア 施工計画書を作成し、契約後速やかに監督職員に提出すること。なお、重要な変更が生じた場合は、変更施工計画書を提出すること。
- イ 機器配置図、工事施工図及び監督職員から指示のされた資料を遅滞なく提出すること。
- ウ 甲から示された以外に、施工上必要とする工事用地等は、監督職員と協議の上、請負者の責任において確保すること。

(3)管理

- ア 施工計画に基づき、工期内に完全な竣工ができるよう行わなければならない。
- イ 工事施工に必要な関係官庁等に対する手続きは、速やかに行うものとする。
- ウ 指示された箇所については、監督職員の検測又は確認を得なければならない。
- エ 休日、夜間等、通常の勤務時間外に作業を要する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得て行うものとする。
- オ 施工中、監督職員と行った協議事項等は、事業者が承認・協議書を作成し、監督職員の承認を得ること。

(4)安全・環境

ア 体制

安全確保のため、総括安全責任者及び作業現場ごとに安全責任者を設け、会議等を行い、緊急時の措置や危険防止など安全体制を確立すること。

イ 管理

- ① 工事用機械は、日常点検、定期点検等を着実にを行い、仮設設備は、材料、構造などを十分点検すること。
- ② 高所作業、電気作業等作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講じること。
- ③ 工事場所の状況に応じて交通整理員を配置すること。

④作業員の保健、衛生管理に留意し、休日・休憩時間などを適切に定めること。

⑤建設資材や機械等の整理整頓を行い、休止中の現場では、バリケードを設ける等事故の防止に留意し、工事看板等固定が必要なものは堅固に行うこと。

ウ 騒音・振動対策

①施工方法及び建設機械の選定に当たっては、騒音・振動の発生を最小限にとどめる方法及び機械を選定すること。

②工事現場周辺では、特に低速運転を励行させ、騒音・ほこり等による公害防止に努めること。

エ ごみ等対策

①作業現場周辺では、ごみ・廃材等散乱しないように管理し、常に清掃に努めること。

②ごみ等は、現場付近に散乱しないように整理するとともに、発生当日に持ち帰り処理すること。

③現場内及び運搬路等の防塵対策として、必要に応じ散水を実施すること。

オ 住民への配慮

①工事に当たっては、事前に工事内容を示した「チラシ」等を周辺住民へ配布し、苦情等を未然に防ぐこと。

②交通規制が生じる場所では、工事概要・安全対策を説明し、十分に打ち合わせを行うこと。また、必要人数の交通整理員を配置すること。

③住民及び第三者から苦情等の申し出があった場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに誠意をもって必要な措置をとること。

カ 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法

①「再生資源の利用の促進に関する法律」を順守して、工事副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。

②工事に伴い生じた産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、適切に処理すること。また、処理後は産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。

(5) 試験・検査

ア 調整検査

①各装置の単体調整試験を行うこと。

②対向調整試験を行うこと。

③親局・遠隔制御局と子局間の総合調整試験を行うこと。

④調整試験の項目・規格・方法・調整試験手順・調整試験工程及びデータ様式については、予め監督職員の承認を受けること。

⑤調整試験データは、試験調整完了後速やかに提出すること。

イ 検査

- ①製品の立会検査は、原則として製作工場において行うこと。
- ②検査の項目、規格、方法及びデータ様式については、予め監督職員の承認を受けること。
- ③電波法令に基づく落成検査を受けること。

ウ 写真

- ①工事写真は、工事の着工前、施工中(主要な工事段階の状況)、完成時の各段階で撮影すること。
- ②箇所の名称、日時及び方法等が確認できるよう撮影すること。
- ③写真を整理し、完成図書に添付すること。

(6)その他

- ア 工事完成時には、職員が機器の取扱い等を円滑に実施できるように、取扱説明を行うこと。また、その後の運用においても、問い合わせ窓口を設けて、職員からの質問に迅速に対応すること。
- イ 本工事に関し監督職員の承諾を得て、九州総合通信局及び関係機関との調整、打ち合わせ及び説明等を行うこと。
- ウ 住民に対する説明会などが開催された場合、資料作成及び立ち会いを行うこと。
- エ 本工事に必要な諸官公庁、電力会社等への、諸手続きに対する申請届出の手続き等は、事業者が遅滞なく行うこと。また、手続きに係る費用は事業者の負担とする。

【参考資料1：機器数量】

機器数量表として、要求基準を満たす各施設における機器台数の目安を以下に示す。なお、ケーブル等必要な部材については含まれるものとする。ここで示す数量は現行設備を基に提示するものであり、要求水準を満たす場合（全戸に対する確実な情報伝達等が保証される等）は必ずしもこの数字にこだわる必要はない。

3-1 親局及び遠隔制御設備

No.	機器名	規格	数量	備考
1	送受信機	中継波用 現用/予備	1式	
2	操作卓	方自部、操作部、制御部（選択呼出部、電子サイレン送出） 地区遠隔機能	1式	
3	遠方監視制御装置	中継局無線機監視用	1式	
4	ミュージックチャイム	10曲以上	1式	
5	被遠隔制御装置	2回線以上	1式	
6	子局監視制御装置		1式	
7	自動プログラム送出装置	1000分1000番組以上	1式	
8	自動通信記録装置	A4、普通紙プリンタ	1式	
9	音源卓	音源編集用	1式	
10	情報自動配信装置	職員参集、エリアメール及び緊急速報メール、町ホームページ、音声合成部、文字情報伝送部、J-ALERT連動、その他連動（例：有明広域行政事務組合防災端末連動等）	1式	
11	ルーター	NAT機能付	1式	
12	HUB		1式	
13	非常用直流電源装置	鉛密閉型蓄電池 停電補償時間：3時間以上	1式	
14	発動発電機	停電補償時間：72時間以上	1式	
15	高速回線避雷器	5KVA以上	1式	
16	無停電電源装置	2KVA以上	1式	
17	耐雷トラスト	5KVA以上	1式	
18	送受信用空中線（中継波用）		1式	
19	同軸避雷器		1式	
20	空中線柱	電波特性を考慮した高さとする	1本	

3-2 遠隔制御局設備

No.	機器名	規格	数量	備考
1	遠隔制御装置	想定設置場所 ・有明広域行政事務組合荒尾消防署指令センター内 ・玉東町総合福祉保健センターふれあいの丘	2式	

3-3 中継局設備

No.	機器名	規格	数量	備考
1	送受信機	現用/予備 通信波・中継波共架	1式	
2	被遠方監視制御装置	親局向け	1式	
3	非常用直流電源装置	鉛密閉型蓄電池 停電保証時間：3時間以上	1式	
4	発動発電機	停電保証時間：7.2時間以上	1式	
5	高速回転避雷器	5KVA以上	1式	
6	耐雷トランス	5KVA以上	1式	
7	送受信用空中線		1式	
8	空中線フィルター		1式	
9	同軸避雷器		1式	
10	局舎		1式	
11	空中線柱	電波特性を考慮した高さとする	1本	

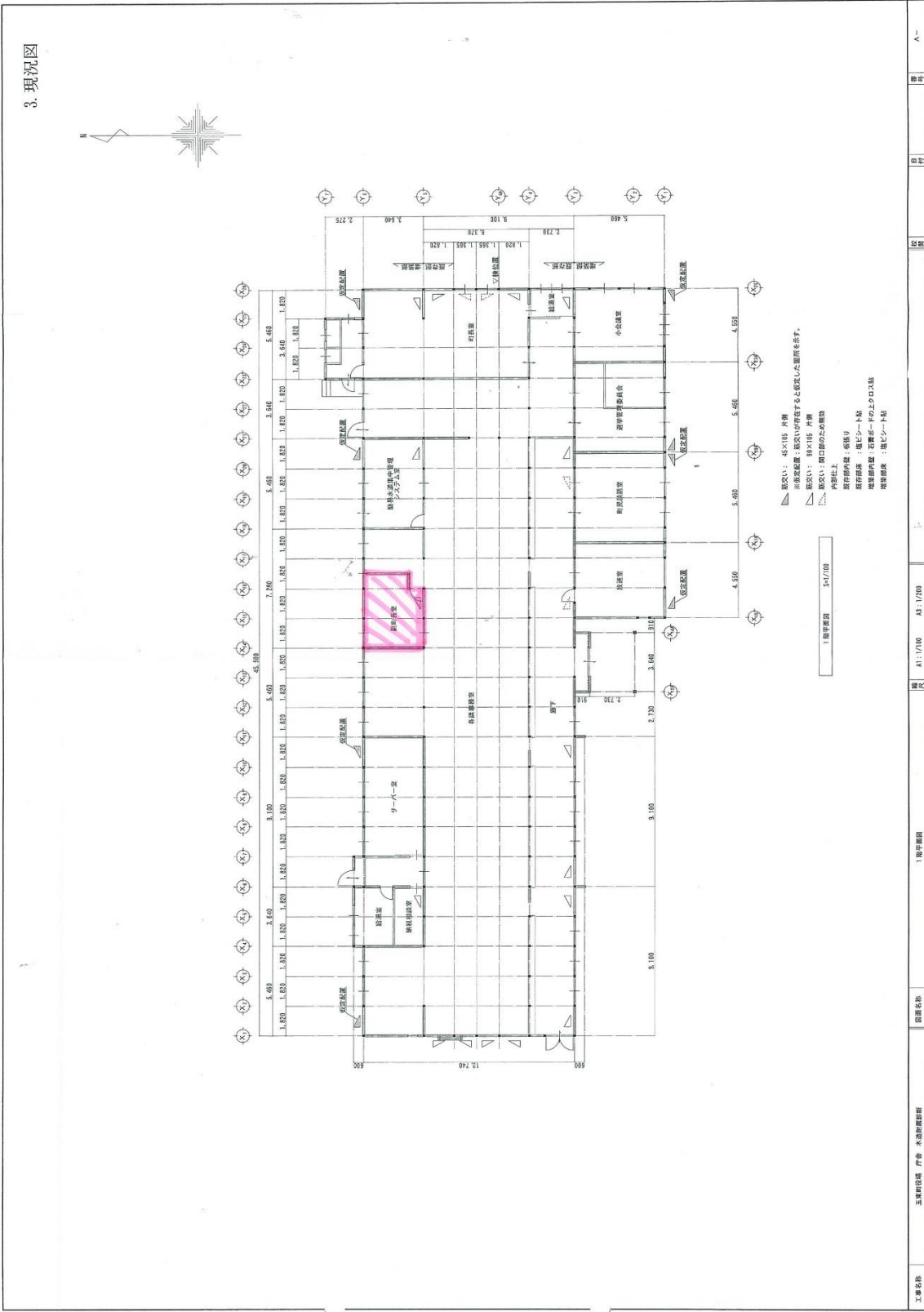
3-4 子局設備

No.	機器名	規格	数量	備考
1	再送信局装置	120w増幅器	必要数	
2	屋外拡声式送受信装置	120w増幅器	必要数	
3	付加増幅装置	240w時	必要数	
4	外部接続箱	避雷器付、遮断器付	必要数	
5	送受信用空中線		必要数	
6	トランペットスピーカー	レフレックス	必要数	
7	トランペットスピーカー	ストレート	必要数	
8	同軸避雷器		必要数	
9	空中線柱	高強度	必要数	
10	屋内受信端末		500台	
11	受信用空中線		必要数	

3-5 放送室

No.	機器名	規格	数量	備考
1	放送室	別紙庁舎平面図の副町長室の場所に設置し防音機能、耐震補強等、庁舎内及び屋外からの出入りが可能であること。	1式	

【参考資料 2：庁舎平面図】



【参考資料 3 : 既存施設一覧】

親局	熊本県玉名郡玉東町大字木葉 759
第 2 通信所	熊本県荒尾市宮内字松ヶ浦 1027-9 有明広域行政事務組合 荒尾消防署内
中継局	熊本県玉名郡玉東町大字原倉 1112-43 玉東町半高山中継所内
屋外子局①	熊本県玉名郡玉東町大字浦田 378-1 浦田固定局
屋外子局②	熊本県玉名郡玉東町大字上木葉 293-1 猪ノ鼻固定局
屋外子局③	熊本県玉名郡玉東町大字木葉 1140-1 町固定局
屋外子局④	熊本県玉名郡玉東町大字稲佐 464 稲佐固定局
屋外子局⑤	熊本県玉名郡玉東町大字二俣 107-1 鍛冶場固定局
屋外子局⑥	熊本県玉名郡玉東町大字二俣 1587-2 二俣中原固定局
屋外子局⑦	熊本県玉名郡玉東町大字二俣 2076-1 二俣本村固定局
屋外子局⑧	熊本県玉名郡玉東町大字白木 1786 栗地原固定局
屋外子局⑨	熊本県玉名郡玉東町大字上白木 969-1 座主固定局
屋外子局⑩	熊本県玉名郡玉東町大字西安寺 768 西安寺固定
屋外子局⑪	熊本県玉名郡玉東町大字原倉 596 西原固定局 ※既存設備再利用不可
屋外子局⑫	熊本県玉名郡玉東町大字原倉 943-3 原倉本村固定局
屋外子局⑬	熊本県玉名郡玉東町大字原倉 2141-8 六本楠固定局
屋外子局⑭	熊本県玉名郡玉東町大字原倉 1706-1 原倉西固定局 ※既存施設再利用不可

【参考資料 4 : 既存施設位置図】

